



平成27年5月20日

各 位

会 社 名 名工建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 野田豊範
(コード番号 1869 名証2部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 佐藤武男
T E L 052-589-1501

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、主な改定部分につきましては、下線を引いております。

記

**当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、
その他業務の適正を確保するための体制**

(1) 当社グループの内部統制システム構築にあたっての基本的考え方

当社グループは、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足していただけるものを提供することにより、顧客・株主・社員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指す。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。併せて取締役、監査役に対し同様な基準に基づき、意識浸透を図る。
- ②職務執行の適法性を確保するため、内部監査部門の監査を中心とした体制整備を行い、内部監査部門は監査の方針、計画及び監査結果について、定例的に報告する等、取締役と緊密に連携する。
- ③内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員等からの通報・相談窓口を設置する。
- ④反社会的勢力とは取引関係及びその他の関係を持たないよう、取引先等の審査、選定を実施する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、社内規程に基づき、取締役会・経営会議等の議事録を作成し、期限を定めて保存する

とともに、取締役及び社員等の重要な職務の執行及び決裁に係る情報についても記録し、期限を定めて保存する。

- ②当社の保有する情報については、適切な管理と漏洩の防止のための基本ルールを定めると共に、文書情報及び情報システム関連情報、並びに個人情報について、それぞれの社内規程に基づき、適切に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、災害・事故・環境・経営などに係る各種リスクに関する規程・マニュアル等を整備し、適切に管理する。
- ②全社的なリスク管理強化のため、危機管理委員会を設置し、適切に管理する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、年7回程度開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
- ②取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
- ③組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。
- ④取締役及び社員等で、当社グループの中長期経営計画並びに毎期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社規程により経営内容、事業計画等の状況確認及び当社の経営情報の伝達を図るため子会社連絡会を開催する。
- ②当社グループに対する監査役による調査を実施する。
- ③当社グループに対する内部監査部門による監査を実施する。
- ④グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で検討、意思決定を行う。
- ⑤内部通報制度に基づく通報・相談窓口の設置を、グループ各社の社員等へ周知する。
- ⑥危機管理に係る規程により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- ⑦当社グループの役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためコンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。

(7) 監査役を補助すべき使用人について

- ①必要に応じて監査役の職務補助スタッフを置くこととし、その人事について取締役は監査役と協議し、独立性確保に努める。
- ②監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等が発生した場合、当社グループの社員等は取締役にすみやかに報告し、取締役は監査役にすみやかに報



告する。

②監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員等にその説明を求める。

③当社グループの役員・社員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担することとする。また職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

①監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。

②監査役が会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。

③監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。

以 上